

担い手確保に向けて住宅分野において 特に取り組んでいただきたい事項について

①一人親方の「働き方自己診断チェックリスト」について

建設業の一人親方問題に関する検討会

社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性のある施策を検討するため、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（現「CCUS処遇改善推進協議会」）の下に、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」を設置し、学識経験者・建設業者団体等が協議を行うとともに、実効性ある施策のとりまとめ・推進を図る。

1. 検討会構成員

右記の通り

2. 主な検討内容

- 職種ごとの一人親方の実態把握
- 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 一人親方の処遇改善対策

等

3. 開催実績

第1回 令和2年6月25日

第2回 令和2年10月5日

第3回 令和3年12月24日

第4回 令和3年3月9日

(中間取りまとめ)

第5回 令和3年9月2日

第6回 令和4年3月9日

第7回 令和6年1月31日

構成員等

<有識者> (3)

- ・芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授 蟹澤 宏剛
- ・東京大学 社会科学研究所 教授 水町 勇一郎
- ・筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授 川田 琢之

<建設業者団体> (16)

- ・(一社) 日本建設業連合会
- ・(一社) 全国建設業協会
- ・(一社) 全国中小建設業協会
- ・(一社) 建設産業専門団体連合会
- ・(公社) 全国鉄筋工事業協会
- ・(一社) 住宅生産団体連合会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(一社) 全国建設室内工事業協会
- ・(一社) 日本機械土工協会
- ・(一社) JBN・全国工務店協会 (第4回から参画)
- ・全国建設労働組合総連合
- ・(一社) 日本型枠工事業協会
- ・(一社) 日本電設工業協会
- ・(一社) 日本鳶工業連合会
- ・(一社) 日本塗装工業会
- ・(一社) 日本左官業組合連合会

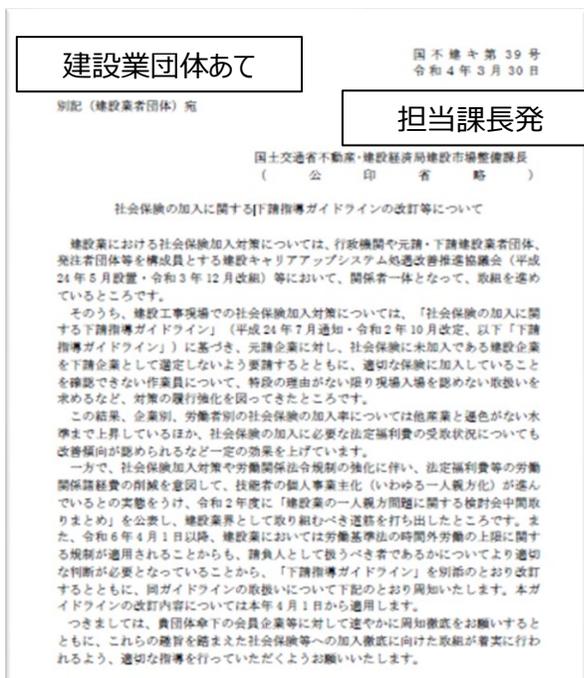
<オブザーバー> (3)

- ・厚生労働省 労働基準局 監督課
- ・厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室
- ・国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

<事務局>

- ・国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

- 検討会における議論を踏まえ、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を令和4年4月1日に改訂し、一人親方の働き方の適正性を確認するツールである、**チェックリストを活用するよう業界団体・発注者団体に周知**
- ⇒ **建設事業者に対し、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正を要請**



【参考】建設業団体あて通知（R4.3.30）

働き方の自己診断チェックリスト	
現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。	
Point 1 依頼に対する諾否	A <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある
仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	B <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない
Point 2 指揮監督	A <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の数量で決定する
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていきますか？	B <input type="checkbox"/> 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
Point 3 拘束性	A <input type="checkbox"/> 基本的には自分で決められる
仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？	B <input type="checkbox"/> 会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性	A <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められている
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	B <input type="checkbox"/> 代役を立てることも認められていない
Point 5 報酬の労務対償性	A <input type="checkbox"/> 工事の高出費見合い
あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	B <input type="checkbox"/> 日や時間あたりいくらで決まっている
Point 6 資機材等の負担	A <input type="checkbox"/> 自分で用意している
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	B <input type="checkbox"/> 会社が用意している
Point 7 報酬の額	A <input type="checkbox"/> 正規従業員よりも高額である
同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうかですか？	B <input type="checkbox"/> 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
Point 8 専属性	A <input type="checkbox"/> 自由に他社の業務に従事できる
他社の業務に従事することは可能ですか？	B <input type="checkbox"/> 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

【抜粋】

請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっていることから、「**下請指導ガイドライン**」を別添のとおり改訂するとともに、同ガイドラインの取扱いについて下記のとおり周知いたします。本ガイドラインの改訂内容については本年4月1日から適用します。

つきましては、**貴団体傘下の会員企業等に対して速やかに周知徹底をお願い**するとともに、これらの趣旨を踏まえた社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進むよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

・働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

- ①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方
- ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

・**働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討**する。

適正な働き方の実現のために一人親方がとるべき行動

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

A 自分に断る自由がある

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？

A 基本的には自分で決められる

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？

A 代役を立てることも認められている

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？

A 工事の出来高見合ひ

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

A 自分で用意している

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうですか？

A 正規従業員よりも高額である

B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A 自由に他社の業務に従事できる

B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

働き方自己診断チェックリスト

①働き方自己診断チェックリストで自分の働き方を確認しましょう

Bに多く当てはまる場合は、実態として「労働者」に該当する可能性があるため、雇用契約の締結を検討しましょう。

②契約の手続、内容を見直しましょう

- ・工事着工前に**見積書**を取り交わしていますか。
- ・報酬をしっかりと請求できるように**書面で契約**していますか。

【次のような内容は雇用契約であると判断される可能性があります】

○報酬が労働時間・日数によって変動する。

←請負契約の一人親方は**工事の完成に対して報酬**を受け取ります。

○契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材の必要経費などが反映されず、**雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬**になっている。

労働者（社員）と同じ働き方になっており、労働基準関係法令違反が疑われる場合にはお近くの労働基準監督署にご相談ください。



一人親方リーフレット

(働き方自己診断チェックリスト付き)

その他問い合わせ先

あいまいな契約や報酬の未払い等のトラブル

➡フリーランストラブル110番

0120-532-110

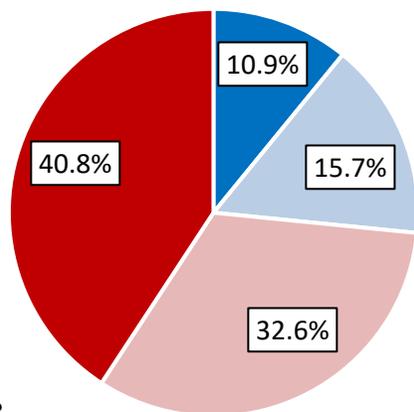
建設業法違反に関する通報

➡駆け込みホットライン

0570-018-241

- 約59%の一人親方がガイドラインがあることを認知しているが、内容まで知っているのは約27%
- 一人親方の働き方の実態を確認する際に活用することを求めているチェックリストの活用状況については、約14%が活用したことがあると回答し、約69%はチェックリストを知らないと回答

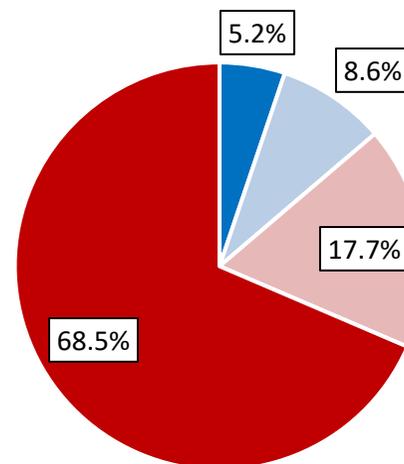
ガイドラインの認知度



n=2,418

- 内容について概ね知っている
- 内容について部分的に知っている
- あることは知っているが、内容は知らない
- あることを知らない

チェックリストの活用・認知状況



n=2,418

- ほとんどすべての工事で活用している
- 何度か利用したことがある
- 活用したことはないが、知っている
- 知らない

出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

- 「規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策」及び「一人親方と建設企業の適正取引」の推進を徹底するため、令和6・7年度における取組について、下記のとおり業界と申し合わせる。
- 令和8年度以降に「適正でない一人親方」の目安を策定することとし、そのための検討を進める。

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・国土交通省は、働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、労働安全衛生経費規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めている**チェックリスト等**の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわれる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されないことがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
- ・国土交通省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

- ・適正でない一人親方の目安を策定する。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。
- ・その他、令和6・7年度の取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。

②「快適トイレ」について

✓ 本計画は、**官（国土交通省）、民（建設業団体等※）**が共同で策定。官民一体となって、取組を推進。
(取組内容と取組主体を明記)

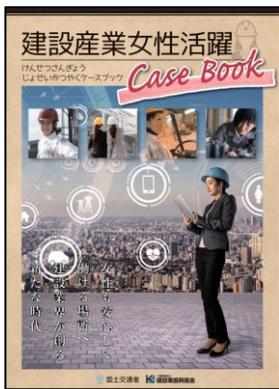
※ 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、
全国建設産業団体連合会、住宅生産団体連合会、建設産業女性定着支援ネットワーク

女性の定着促進に向けた建設産業行動計画

～働きつづけられる建設産業を目指して～

「働きつづけられるための環境整備」など**定着を中心**とした取組。

平成29年度予算事業



建設産業女性定着支援ネットワークの活動の様子

R2.1

令和5年度予算事業



R7.3

- ✓ 毎年度取組状況の確認・課題把握
- ✓ 計画策定後の官民連携による取組の着実な推進

建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画

～**トップの意識**を変えて、**現場**が変わる。担い手確保につなぐ、

全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～

<計画の主なポイント>

- (1) 建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～
- (2) 働きやすい現場の実現
～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～
- (3) 女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大
～取組の普及・実行計画のフォローアップ～

H26.8

もっと女性が活躍できる建設業行動計画

建設業界を挙げて女性の更なる**活躍を歓迎する**というメッセージ



新たな実行計画の策定について

- 建設産業は、社会資本の整備、災害対応、復旧・復興など、地域社会に欠かせない重要な存在であり、将来にわたってこうした役割を引き続き果たしていくには、**将来の担い手確保による持続可能な建設産業の実現が必要不可欠**。
- 建設産業における女性活躍・定着促進に向けては、平成26年8月、令和2年1月に計画を策定し、官民が一体となって、女性の入職促進や就労継続に向けた活動に取り組んできた。女性の就業状況については、**技術者・技能者ともに増加傾向にあり、一定の成果がみられるものの、入職者に占める女性の割合は低く留まり、また、「入職者数に対する離職者数の割合」についても全産業と比べて高い年があるなど、女性の定着はまだ不十分**。
- 建設産業の最重要課題の一つである担い手確保に向けては、まずは、**トップである経営者層の意識を変え、現場で働く労働者全ての意識を変えていくことで、現場を持つ産業という特色を踏まえつつ、全ての人にとって魅力的で選ばれる産業となっていくことが必要**。

- 全体に共通する基本的考え方として、「**トップの意識を変えて、現場が変わる。担い手確保につなぐ、全ての人働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ**」を実行計画の副題に据え、この考えの下に、魅力的な建設産業を実現し、若者入職促進等の担い手確保につなげるものとして女性活躍・定着促進に取り組む。

「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」の主なポイント

(1) 建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～

- 全ての人働きやすく働きがいのある魅力ある産業を目指した意識改革
(まずは**経営者層**、さらに**現場までの意識改革・理解醸成**、**一人親方**として女性が働く場合の**留意点整理**)
- 働きやすく柔軟な働き方のできる環境整備 (**仕事と家庭の両立**)
- スキルアップできる環境整備 (多様で柔軟な**キャリアパス**、**ロールモデル**の提示)
- 建設産業の魅力・働きがいの効果的な発信 (**ターゲット**に応じた**きめ細かい戦略的な広報**)



建設産業の魅力を動画で発信

(2) 働きやすい現場の実現 ～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～

- 現場のハード面からの環境整備 (**自治体発注工事**、**民間工事**含め**快適なトイレ**や**更衣室**の整備)
- 現場における働き方改革 (**適正工期**の確保、**ICT活用**、**朝礼の運営見直し**など**働きやすい環境**の整備)
- 現場における意識改革 (現場のトイレや更衣室等の**利用ルールの徹底**、**現場の理解醸成**)



民間集合住宅現場における快適なトイレ活用事例

(3) 女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大 ～取組の普及・実行計画のフォローアップ～

- 建設産業女性定着支援ネットワークの活動の全国展開・取組充実 (**業界団体との連携強化**や**相談体制の強化**)
- 計画策定後のフォローアップ・取組内容の展開 (実行計画**普及**、毎年度の**取組状況の確認**・**課題把握**・**取組深化**) など



建設産業女性定着支援ネットワークの活動の様子

○ 実行計画策定に当たり、重点的に検討を行った「きめ細かい広報戦略の展開」や「現場環境整備」に関する事例集を作成し、実行計画の参考資料として添付。

○ 建設産業 × 広報 事例集

～建設産業の魅力発信に悩んでいる企業・団体の皆様へ！
ターゲット別 広報事例集～

イベント・体験型、動画・テレビ、SNS・HP、多様なツールといった様々な方法による先進的な広報について、ターゲットを明確にして整理

01 関西鉄筋工業協同組合
お仕事体験イベントの出席・女子大学とのコラボ企画
～親しみある業界を目指し、新しい視点・試みを～

取組概要

①お仕事体験イベントの出席
小学生を対象としたお仕事体験イベントである「みらいのたからばこ」に2日間出席。5つの体験ブース(積戻体験、加工体験、職人体験、VR圧接体験、鉄筋重さ当てクイズ)を設置。

②女子大学とのコラボ企画
梅花女子大学とコラボし、子どもたちに鉄筋工事をわかりやすく伝える絵本を制作。実施後、関西鉄筋工業協同組合より絵本を制作してくれた学生へ感謝状を授与。(みらいのたからばこへの出展及び絵本制作等で予算約900万円。) ※①、②ともに厚生労働省等の助成金を活用。

関係者
みらいのたからばこ実行委員会、建設企業(会員企業)、梅花女子大学 等

取組の経緯

<お仕事体験イベント>
15年前より工業高校等へ出前授業等を実施していたが、参加対象者の高校生は進路等が決まっていることが多く、人材確保に繋がりにくかったため、前段階の世代へアプローチする必要があると考え、当該イベントへの出席を決定。
<絵本制作>
イベント実行委員会より梅花女子大学のゼミ活動の紹介を受け、産学連携が決定。
学生に「子どもたちに鉄筋の楽しさを伝えるためには何が必要か考えてほしい」との打診をしたところ、学生達から「教育には「導入」という概念があり、体験の前には知識を入れる段階が必要。絵本で前提知識を伝えてから体験してもらってはどうか」という提案を受け、絵本制作がスタート。

反響

<お仕事体験イベント>
・ブース来場者数：約500～550人+保護者 計約900人。展示は迫力があり、「すごいな、かっこいい」という声があった。
<絵本制作>
・500部準備し、体験者全員(大半が小学校低学年)に絵本を配布。制作に携わった学生からも「制作を通じて、これまで興味関心を寄せなかった鉄筋の重要性を理解したし、仲間との共同制作を通じて自分の成長を感じた」との感想。

取組の工夫等

<お仕事体験イベント>
・子どもたちが「鉄筋」に興味を持って馴染んでもらうことを意識して、体験ブースの内容を構成。
・保護者層にも、ブースの鉄筋技術者との交流を通じて、業界イメージを改善してもらえらることを期待。
・展示構成物について、少人数で迅速に組み立て、かつ、簡単に解体できるかを考慮して設計した。
<絵本制作>
・説明のわかりやすさと、何度読み返しても新たな発見があるような物語構成を意識して、ひとつの絵本にまとめた。

団体名：関西鉄筋工業協同組合 URL：<https://kantetu.com/>

[ターゲット]
保護者 小学生

○ 建設現場における「快適に利用できるトイレ」に関する事例集

特に、自治体や民間発注工事での対応や小規模現場での対応の観点から、快適なトイレ環境の整備を工夫して行っているものについて、工夫のポイントがわかるよう整理

01. 集合住宅工事（民間発注） 広くて快適なトイレ



トイレカテゴリ	単体連結型トイレ
特筆すべき快適トイレ基準要素	①洋式(洋風)便器 ②便室内寸法(広さ)
洗浄方式	水洗式
処理方式	下水道(浄化槽を含む)
寸法	W1,732×D1,152×H2,240mm

【ポイント】

- 単体トイレ2つを連結させたことで通常の**トイレの2倍の広さ**を確保し、「**手洗い場**」と「**鏡**」を装備している。
- オプション**で**着替え台**や**サニタリーボックス**を追加することで簡易な更衣室としても活用することが可能。
- 水洗式のため、**臭いの心配がない**。
- 利用者からも**洋式トイレ**、**温水洗浄便座**を採用したことによる快適性が向上したとの声が続いている。



- 住宅建設現場においては、全国低層住宅労務安全協議会（低住協）などの団体を中心に、国土交通省の快適トイレ標準をベースにした住宅現場用のトイレ仕様が提案されています。

住宅建設現場の仮設トイレ推進に関わる団体

一般社団法人住宅生産団体連合会（住団連）

- 1992年発足。住宅に関する調査・研究・提言等を実施。
- 9つの住宅関連団体とその会員企業で構成。

全国低層住宅労務安全協議会（低住協）

- 低層住宅建設の労災事故撲滅に向けた方策を協議することを目的に発足（1989年発足、1999年現在の名称に改称）。
- 環境安全対策部会を中心に、住宅現場環境向上に向けた様々な活動を実施。
- 住宅メーカー、専門工事店など他業種約50社で構成。

住団連の取組

- 国交省標準の快適トイレを参考に、住宅工事特有の論点を加味したトイレ導入を目指す。
- 2020年「住宅工事現場における技能者の働き方改革ガイドライン」を制定（（一社）住宅生産団体連合会）。重要事項として、女性を含む多様な人材の活躍推進を掲げ、そのための環境整備として**男女別トイレ、快適トイレの設置を推奨**。
- 普及啓発活動として、上記ガイドラインおよび現場環境改善に係るチェックリストをホームページにて公開中。

 低住協の取組
 快適トイレの仕様策定

【住宅版快適トイレの仕様】

住宅版 快適トイレ おもな 設備	①洋式便器	②便座除菌クリーナー
	③容易に開かない施錠機能等	④小物掛けフック
	⑤小物置場等	⑥薬剤による臭い対策（簡易水洗）
推奨	⑦擬音装置	⑧鏡または鏡付の手洗器等
	⑨ヘルメットホルダー	



住宅版快適トイレPRポスター



狭小地における設置の様子



トイレカテゴリ	単体連結型トイレ
特筆すべき 快適トイレ基準要素	①洋式（洋風）便器 ②便房内寸法（広さ）
洗浄方式	水洗式
処理方式	下水道（浄化槽を含む）
寸法	W1,732×D1,152×H2,240mm

【ポイント】

- 単体トイレ2つを連結させたことで通常の**トイレの2倍の広さ**を確保し、「**手洗い場**」と「**鏡**」を装備している。
- オプション**で**着替え台**や**サニタリーボックス**を追加することで簡易な更衣室としても活用することが可能。
- 水洗式のため、**臭いの心配がない**。
- 利用者からも**洋式トイレ**、**温水洗浄便座**を採用したことによる快適性が向上したとの声が挙がっている。

外観



単体トイレの約2倍の広さ

着替え台等（オプション）



内観



サニタリーボックス（オプション）



トイレカテゴリ	単体トイレ
特筆すべき快適トイレ基準要素	①洋式（洋風）便器 ②水洗および簡易水洗機能（臭気対策を重視）
洗浄方式	圧送式
処理方式	下水道（浄化槽を含む）
寸法	W870×L1,100×H2,232mm

【ポイント】

- 狭小地かつ近隣には住宅などが密集しているため、足場設置などを考慮すると十分なスペースがない現場。また、汲み取り式のトイレでは近隣からクレームを受ける可能性が懸念されていたが、圧送式の水洗システムを採用し、限られたスペースでの単体トイレ設置を実現した。
- 現場の水道から給水、また現場周辺の汚水升を利用することで水洗化を実現し、臭いに配慮したトイレ環境となった。周辺から匂いに関する苦情を未然に防ぎ、実際にクレームなく現場を運営することができた。

外観



内観



現場の水道設備を活用して下水処理を実現

圧送式のポンプ・タンクなどを装備

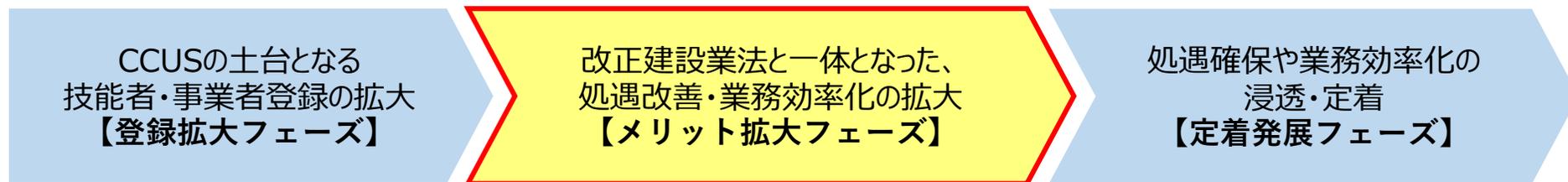
③「CCUS」について

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

<令和6年7月24日公表>

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

1. レベルに応じた手当支給

① 谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を導入。

レベル	キャリアアップ手当 (月額)
4(金)	20,000円
3(銀)	15,000円
2(青)	10,000円
1(白)	5,000円

② 大和ハウス工業（大阪）

協会の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当を支給する「技能者キャリアアップ制度」**を導入。

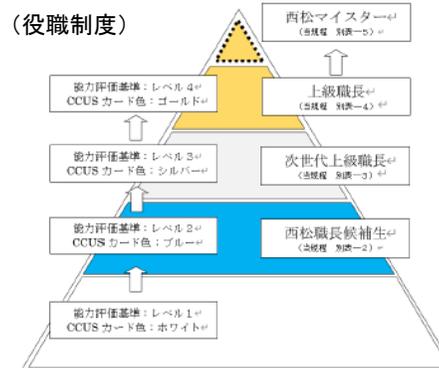
CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合(最大)
レベル4(ゴールド) (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3(シルバー) (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2(ブルー) (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1(ホワイト) (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

【その他実施している企業】
新谷建設 村本建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協会の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。
認定された役職に応じ、**CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

【その他実施している企業】
竹中工務店、浅沼組、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大成ロテック、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷工コーポレーション、フジタ、富士ピー・エス、馬淵建設 等

3. 昇給・昇格の要件として活用

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の昇格基準として、**CCUSレベルを設定**。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
2	一般	担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
		主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
1	3年目	担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
		2年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
1	1年目	2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

4. 建退共掛金負担

協会の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

○鹿島建設 ○清水建設 ○竹中工務店 ○三井住友建設 等

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

【専門工事業者からの声】

- 『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）
- 『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）
- 『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）
- 『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

- 『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
- 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
- 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
- 『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
- 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

PR

選択・評価

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



連携が可能に

PR

選択・評価

エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



- “ロギング機能”は、カードリーダー本体に就業履歴を一時蓄積する機能。
- この機能を活用すれば、**現場にはカードリーダー(名刺サイズ)さえあればよくパソコン等は不要。**
(カードリーダーに一時蓄積された就業履歴は、後で事務所の建レコインストール済みのパソコン等からCCUSに送信)
- 建レコに対応している2種類(各Windows版とiOS版)のカードリーダーにおいて、**ロギング機能をリリース**

※右の2機種がロギング機能に対応するカードリーダー。当該カードリーダーであれば、既に購入済みのものでも、建レコの改修・機能の供用開始後は、ロギング機能の利用が可能。
(Dragon_BLEはカードリーダーの改修も必要)



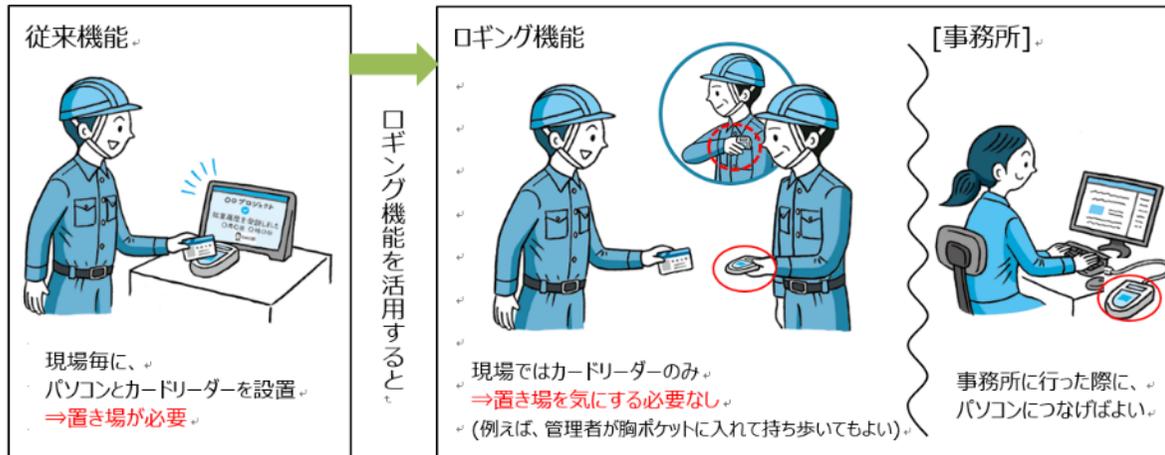
Dragon_BLE



BNR01

カードリーダー名(2種類)	バージョン		蓄積履歴数
	Windows版	iOS版	
Dragon_BLE	2023年7月リリース済	2023年10月リリース済	2,000件
BNR01	2023年12月リリース済	2024年3月リリース済	2,730件

【使用方法】



カードリーダーの就業履歴の蓄積上限である2,000件を超えなければ、それまでの間はパソコン等(「建レコ」をインストールしたもの)につなげる必要はありません。(そのため、山奥の現場など通信回線が届かない場所でも利用できます。)

【利用現場例】

戸建住宅・リフォーム

小規模な現場でパソコンを常設しておくことは、スペース的にもコスト的にも困難。

舗装工事・軌道工事

詰所等を設けず、作業場所が日々変わるためパソコンの常設が困難。

大規模現場(朝礼)

朝礼などの際に、技能者にその場でタッチしてもらうことも可能。

- 就業履歴の蓄積を促進させるため、現場での利用環境の構築に係る負担を軽減する各種取組を展開。
- その一環として、今回、iPhoneをカードリーダーとしても使用できるよう、建レコに機能を追加。
- 建レコがインストールされたiPhoneにCCUSカードをタッチすることで就業履歴を蓄積することが可能。これにより、カードリーダーは不要に。

(2024年1月29日供用開始)

【使用方法】

【従来】



現場毎に、「PC等」と「カードリーダー」が必要

【建レコがインストールされたiPhoneを活用すると】



カードリーダーは不要(iPhoneのみでOK!)
iPhoneの裏側にCCUSカードをタッチ

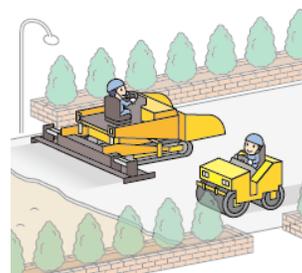
【対象環境】

- ・iOS16以上のiPhone ※建レコ対応のiOSに準じる
(iOS16へアップデート可能な機種は、iPhone8以降及びiPhoneSE第2世代以降)
- ・建レコver 1.2.10 以上
※AppStoreからインストールしてください



【利用例】

【舗装工事】



作業場所が日々変わるため、PCやカードリーダーの常設が困難



iPhone一つあれば、CCUSへ就業履歴の蓄積が可能

【山奥の現場】



通信回線が届かず、CCUSにデータ登録が出来ない



通信回線が届かなくても、現場での就業履歴は一旦iPhoneへ蓄積

(通信回線が届く場所へ戻った後、CCUSと連携し就業履歴を登録)

※iPhoneへ就業履歴を蓄積するには、あらかじめ現場情報や技能者情報を建レコにダウンロードしておく必要があります。